



強くてやさしいクルマの保険

保険金の種類と補償の概要

総合自動車保険

三井ダイレクト損保
MS&AD INSURANCE GROUP

2023年1月1日
以降始期契約用

●各補償・特約のお支払いする保険金とその額 詳細については約款のしおり(普通保険約款・特約)をご確認ください。

保険・特約の名称	補償の内容
対人賠償保険 (普通保険約款・対人賠償条項) ※自動セット	ご契約のお車を運転中等の事故により、歩行者、相手の車に搭乗中の方、ご契約のお車に搭乗中の方など他人を死傷させ法律上の損害賠償責任を負った場合、被害者の方1名ごとに自賠責保険等から支払われるべき額を超過する部分について補償します ^(注1) 。1名あたりの支払額や1事故あたりの支払額に限度額はありません。 お見舞金等の臨時費用として、被害者の方が死亡されたときには10万円を対人賠償保険の保険金とは別枠でお支払いします。
対物賠償保険 (普通保険約款・対物賠償条項) ※自動セット	ご契約のお車を運転中等の事故により、他人の車や建物など他人の財物に損害を与えたこと、またはご契約のお車の運転中等に誤って線路へ立ち入ってしまったことなどが原因で電車等 ^(注2) を運行不能にすることで法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害について、1事故あたり、保険金額を限度として補償します ^(注1) 。
対物超過修理費用補償特約 ※自動セット	ご契約のお車を運転中の事故で、相手の車に損害が生じ、対物賠償保険の保険金が支払われる場合 ^(注3) において、相手の車の修理費がその時価額を超過したときに、その差額 ^(注4) について50万円を限度として補償します。ただし、保険金をお支払いするのは、相手の車に損害が生じた日の翌日から6ヶ月以内に、相手の車が実際に修理を完了した場合に限ります。
被害者救済費用特約 (不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約) ※自動セット	ご契約のお車の欠陥や不正アクセス等 ^(注5) に起因して、本来の仕様とは異なる事象や動作により、他人を死傷させた場合、他人の財物に損害を与えた場合、または誤って線路へ立ち入ってしまったことなどが原因で電車等 ^(注2) を運行不能にさせた場合で、被保険者に法律上の損害賠償責任がなかった場合に、被保険者が被害者救済費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

(注1) 示談に要した費用や訴訟費用または仲裁、和解もしくは調停に要した費用等については、当社の書面による同意がある場合には、お支払いする保険金とは別枠で当社の承認した金額をお支払いします。

(注2) 電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。

(注3) 被害者救済費用特約(不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約)が適用され、被害者救済費用保険金が支払われる場合を含みます。

(注4) ご自身の過失割合のみが対象となります。

(注5) ご契約のお車の欠陥や不正アクセス等の事実がリコールや警察の捜査等の客観的な事実により確認できる場合に限ります。

保険・特約の名称	補償の内容
人身傷害保険 (普通保険約款・人身傷害条項) 「一般タイプ」 「搭乗中のみタイプ」	記名被保険者またはそのご家族の方、あるいはご契約のお車に搭乗中の方 ^(注1) が自動車事故で死傷された場合、ご自身の過失割合にかかわらず、死傷された方(またはその父母・配偶者・子)が被る損害について、実損害額(傷害の場合は治療費や休業損害など、死亡や後遺障害の場合は逸失利益などの実損害額)の全額を、当社普通保険約款・特約に定める「人身傷害条項損害額基準」に従って被保険者1名につき保険金額を限度として、被保険者ごとにお支払いします。ただし、ケガをして重度後遺障害 ^(注2) が発生し、介護が必要となった場合は、被保険者1名につきそれぞれ保険金額の2倍の額を限度 ^(注3) に人身傷害保険金をお支払いします。 なお、搭乗中のみ補償特約(人身傷害に関するご契約のお車搭乗中のみ補償特約)をセットした「搭乗中のみタイプ」の場合は、補償の範囲がご契約のお車に搭乗中の方 ^(注1) のみに限定されます。(この特約をセットしない場合を「一般タイプ」としています。) ^(注4)
搭乗者傷害保険 (普通保険約款・搭乗者傷害条項)	<<無保険自動車事故に関する特約>> 人身傷害保険の保険金額が「無制限」以外のご契約で、無保険自動車との事故によりケガをして、死亡した場合または後遺障害が発生した場合で十分な賠償を受けられないときは、保険金額を無制限として保険金を支払います。ただし、被保険者の父母が賠償義務者となる場合等は、保険金額を限度とします。 ※無保険自動車とは、対人賠償保険の契約がない自動車等をいいます。
搭乗者傷害Wケア ※搭乗者傷害保険をセットした場合にセット可能。	ご契約のお車に搭乗中の方が自動車事故で死傷された場合に、実際の治療費等にかかわらず、保険金額に基づいて、被保険者ごとに、以下のとおり保険金をお支払いします。ただし、事故発生の日から180日以内の死亡・後遺障害または治療が対象となります。 ・死亡保険金: 被保険者の方が死亡された場合、保険金額の全額をお支払いします ^(注5) 。 ・後遺障害保険金: 被保険者の方が後遺障害を被られた場合、保険金額に後遺障害の程度に応じた割合(4~100%)を乗じた額をお支払いします。 ・医療保険金: 被保険者の方が5日以上入院または通院された場合は一律10万円、5日未満の場合は一律1万円をお支払いします。 医療保険金は、治療中でも早期に保険金をお支払いしますので、当座の費用としてご利用いただけます。
搭乗者傷害Wケア ※搭乗者傷害保険をセットした場合にセット可能。	搭乗医療倍額支払特約(搭乗者傷害の医療保険金倍額支払に関する特約) 搭乗者傷害保険について、ケガの際にお支払いする医療保険金を2倍にしてお支払いします。 搭乗育英費用補償特約(搭乗者傷害の育英費用補償特約) 満18歳未満の未婚の子を扶養している方が事故により死亡されたまたは重度後遺障害を被り、搭乗者傷害保険のお支払いの対象となる場合に、1名につき500万円を育英費用保険金としてお支払いします。 ※搭乗者傷害Wケアとは、搭乗医療倍額支払特約と搭乗育英費用補償特約をあわせた総称です。 ※搭乗死亡等対象外特約との同時セットはできません。
搭乗者傷害Wケア ※搭乗者傷害保険をセットした場合にセット可能。	搭乗者傷害保険の死亡保険金および後遺障害保険金をお支払い対象外とし、医療保険金のみをお支払いする特約です。 ※搭乗者傷害Wケアとの同時セットはできません。
自損事故傷害特約 ※人身傷害保険をセットしない場合にセット可能。無保険車傷害特約と同時セットされます。	単独事故(ガードレール・電柱・家屋等に衝突などの事故)など自賠責保険等で補償されない事故で、ご契約のお車の保有者、運転者、搭乗中の方が死傷された場合、被保険者ごとに以下のとおり保険金をお支払いします。 ・死亡保険金: 被保険者の方が死亡された場合、1,500万円をお支払いします ^(注5) 。 ・後遺障害保険金: 被保険者の方が後遺障害を被られた場合、後遺障害の程度に応じて50~2,000万円をお支払いします。 ・医療保険金: 被保険者の方が入院された場合は1日につき6,000円、通院された場合は1日につき4,000円をそれぞれお支払いします。ただし、1事故につき100万円を限度とします。
無保険車傷害特約 ※人身傷害保険をセットしない場合にセット可能。自損事故傷害特約と同時セットされます。	無保険車との自動車事故で、記名被保険者もしくはそのご家族の方またはご契約のお車に搭乗中の方が、死亡した場合または後遺障害を被られた場合に、加害者が負担すべき損害賠償額を基に、自賠責保険等から支払われるべき額を超過する損害について補償します。1名あたりの支払額や1事故あたりの支払額に限度額はありません。 ※無保険車とは、対人賠償保険の契約がない自動車等をいいます。
ファミリー傷害特約 「アウトドアタイプ」: ファミリーアウトドア傷害特約(家族型)、ファミリーアウトドア傷害特約(夫婦型)「ワイドタイプ」: ファミリー一般傷害特約(家族型)、ファミリー一般傷害特約(夫婦型) ※人身傷害保険(一般タイプ)に限ります。)をセットした場合にセット可能。	記名被保険者またはそのご家族 ^(注6) の方が、国内において急激かつ偶然な外来の事故 ^(注7) によって傷害を被り、医師の治療を受けた場合、以下のとおり保険金をお支払いします。 ・入院保険金: 入院または著しい障害により医師の治療を受けた場合、1日につき5,000円をお支払いします。ただし、事故の日から60日以内の入院・治療に限ります。 ・通院保険金: 通院により医師の治療を受けた場合、1日につき1,000円をお支払いします。ただし、事故の日から60日以内の通院で、30日分を限度とします。 ※「アウトドアタイプ」は自宅内の事故は補償の対象外となります。「ワイドタイプ」は自宅内の事故も対象となります。

(注1)自動車専用道路等で、ご契約のお車を一時的に離れている方も含めます。

(注2)普通保険約款<別表I>後遺障害等級表の1の第1~2級または<別表I>の2の第1~2級、第3級③④の後遺障害をいいます。

(注3)保険金額が無制限以外のご契約が対象です。なお、「無保険自動車事故に関する特則」が適用できるときは、特則に定める限度額(無制限)を優先して適用します。

(注4)○:補償されます ×:補償されません

契約タイプ	事故の種類	ご契約のお車に搭乗中の事故	ご契約のお車以外の自動車に搭乗中の事故	歩行中等の自動車事故
一般タイプ		○	○	○
搭乗中のみタイプ		○	×	×

- ※1 「ご契約のお車に搭乗中」は、自動車専用道路等においてご契約のお車を一時的に離れている方を含みます。
- ※2 「ご契約のお車以外の自動車」は、記名被保険者またはそのご家族が所有または常時使用する自動車を除きます。
- ※3 「歩行中等の自動車事故」は、自動車に搭乗中以外のすべての自動車事故が対象となります。
- ※4 「搭乗中のみタイプ」の場合、「ご契約のお車以外の自動車に搭乗中の事故」は、他車運転特約等で補償されるときがあります。

(注5)搭乗者傷害保険、自損事故傷害特約において死亡保険金を支払う場合、1回の事故につき、同一の被保険者に対し既に支払った後遺障害保険金があるときは保険金額(自損事故傷害特約の場合は1,500万円)から既に支払った後遺障害保険金の額を差し引いてその残額をお支払いします。

(注6)「家族型」の場合です。「夫婦型」の場合は記名被保険者またはその配偶者が対象となります。

(注7)人身傷害保険のお支払いの対象となる事故や就業中の事故を除きます。

保険・特約の名称	補償の内容
車両保険 (普通保険約款・車両条項) 「一般タイプ」 「限定タイプ」	ご契約のお車が衝突等の偶然な事故や盗難などにより被る損害につき、全損の場合は保険金額の全額を、それ以外の場合は損害額から免責金額を控除した金額を、車両保険金としてお支払いします。また、車両保険金とは別枠で、盗難車引取、運搬、仮修理、損害の発生または拡大防止のために要した費用などの合計額につき、保険金額の10%または15万円のいずれか高い額を限度にお支払いします。 ※1 車両危険限定補償特約をセットした「限定タイプ」の場合は、その特約をセットしない「一般タイプ」に比べ、単独事故が対象外となる等、補償の範囲が限定されます。(注1) ※2 保険金額がご契約のお車の時価額を著しく超える場合は、その時価額を限度にお支払いします。
新車特約 ※車両保険をセットし、満期日がご契約のお車の初度登録または初度検査から61ヶ月以内の日である場合にセット可能。	車両全損時臨時費用保険金: 全損の場合は、上記保険金とは別枠で、臨時費用保険金として保険金額の10%(ただし、20万円限度)をお支払いします。 ※新車特約で車両全損時臨時費用保険金をお支払いする場合は、上記保険金はお支払いしません。
	ご契約の車両保険で車両保険金をお支払いする事故によりご契約のお車に大きな損害が生じ、お車の買替または修理をした場合に、次の損害の額について新車保険金額を限度に車両保険金をお支払いします。 ・お車を買替えた場合: 買替えたお車の取得価額(車両本体価格+付属品の価格+消費税) ・お車を修理した場合: 修理費 ※1 大きな損害とは次のいずれかに該当する場合をいいます。 ・お車を修理できない場合 ・修理費が車両保険金額以上となる場合 ・普通保険約款車両条項の損害の額(修理費等)が新車保険金額の50%以上となる場合。ただし、お車の内外装・外板部品以外の部分に著しい損害が生じている場合に限りです。 ※2 次の場合は、新車保険金額ではなく、車両保険金額を限度に車両保険金をお支払いします。 ・事故日の翌日から90日以内にお車の買替および修理をしない場合 ・ご契約のお車が盗難された場合 ※3 取得価額が、普通保険約款車両条項の損害の額(修理費等)を下回る場合は、その損害の額(修理費等)を取得価額として車両保険金をお支払いします。
	車両全損時臨時費用保険金: 上記保険金を支払うべき損害でお車を買替えた場合は、上記保険金とは別枠で、臨時費用保険金として新車保険金額の10%(ただし、20万円限度)をお支払いします。 ※車両保険で車両全損時臨時費用保険金をお支払いする場合は、上記保険金はお支払いしません。
車対車免責ゼロ特約 (車両保険の免責金額に関する特約)	以下によってご契約のお車に生じた損害について、1回目の事故に限り、車両保険の免責金額がゼロ円になります。 ●他の車との接触・衝突 ●自動車によるあて逃げ
身の回り品補償特約 ※車両保険をセットした場合にセット可能。	車両保険の保険金が支払われる事故にともない、ご契約のお車の車内、トランク内またはキャリアに固定された、個人が所有する身の回り品に生じた損害について、1事故につき保険金額を限度に補償します。 ※カメラ、ゴルフバッグ等、日常生活の用に供するものに限りです。なお、現金、眼鏡、自転車、携帯電話、ノート型パソコン等は対象となりません。
レンタカー費用特約	車両保険の保険金の支払有無にかかわらず、車両保険の支払対象となる損害(注2)を被った結果、ご契約のお車が修理などで使用できない間に、被保険者が実際に負担したレンタカー費用をお支払いします。ただし、1日あたりのレンタカー費用は保険証券記載の保険金日額を限度とし、借入日数は30日を限度とします。 ※災害救助法が適用された災害等の影響によるレンタカー不足等の事情により、レンタカーを借りることができない場合で、他の交通手段の利用が必要ときは、その交通手段を利用するために必要な費用をレンタカー費用保険金としてお支払いします。ただし、当社が必要かつ妥当と認める費用に限りです。

(注1)○:補償されます ×:補償されません

事由	契約タイプ	一般タイプ	限定タイプ	事由	契約タイプ	一般タイプ	限定タイプ
①他の自動車との衝突・接触		○	○	⑦飛来中・落下中の他物との衝突		○	○
②自動車によるあて逃げ		○	○	⑧台風・竜巻・洪水・高潮		○	○
③動物との衝突・接触		○	○	⑨歩行者・自転車、電柱・ガードレール等との衝突・接触		○	×
④火災・爆発		○	○	⑩墜落・転覆		○	×
⑤盗難		○	○	⑪地震・噴火・津波		×	×
⑥落書・いたずら・窓ガラス破損		○	○				

※「③動物との衝突・接触」の動物とは、人は除きます。なお、崖等の高所より落下中の動物との衝突は、「⑦飛来中・落下中の他物との衝突」に含めます。

(注2)車両保険「限定タイプ」をセットされている場合や車両保険をセットされていない場合も、車両保険「一般タイプ」において支払対象となる損害(普通保険約款車両条項第2条(保険金を支払う場合)(1)に定める損害)となります。

保険・特約の名称	補償の内容
その他 他車運転危険補償特約 ※自動セット	記名被保険者またはそのご家族の方(注1)が臨時に借りたお車(注2)を運転中(注3)の事故について、対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険および車両保険のうちご契約にセットされている補償の保険金(注4)をお支払いします。また、臨時に借りたお車の保険に優先して保険金をお支払いすることができます。 (注1)ご契約のお車の自動車保険に、補償される運転者の範囲を限定する特約(運転者年齢限定特約、運転者本人限定特約等)がセットされている場合には、その範囲の方に限られます。 (注2)用途・車種が家用用6車種、家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下)および特種用途自動車(キャンピングカー)に限りです。 (注3)駐車または停車中を除きます。 (注4)被害者救済費用特約の保険金を含みます。また、自損事故傷害特約および無保険車傷害特約をセットしている場合は、それらの保険金を含みます。

保険・特約の名称	補償の内容
ファミリーバイク特約 「賠償タイプ」(ファミリーバイク特約(賠償損害))、 「賠償・自損傷害タイプ」(ファミリーバイク特約(賠償損害・自損傷害))、 「賠償・人身傷害タイプ」(ファミリーバイク特約(賠償損害・人身傷害))	記名被保険者またはそのご家族の方が原動機付自転車(借用車も対象。以下同様とします。)を所有・使用もしくは管理中に生じた事故 ^(注1) について次の保険・特約の保険金をお支払いします。 ・「賠償タイプ」賠償保険(対人・対物)、被害者救済費用特約 ・「賠償・自損傷害タイプ」賠償保険(対人・対物)、自損事故傷害特約、無保険車傷害特約、被害者救済費用特約 ・「賠償・人身傷害タイプ」賠償保険(対人・対物)、人身傷害保険、被害者救済費用特約 (注)人身傷害保険、自損事故傷害特約、無保険車傷害特約においては原動機付自転車に搭乗中に生じた事故。
弁護士費用補償特約 (自動車事故弁護士費用等補償特約)	記名被保険者もしくはそのご家族の方、ご契約のお車に搭乗中の方またはご契約のお車の所有者 ^(注1) が、自動車被害事故(相手自動車の所有、使用または管理に起因する偶然な事故)で死亡された場合、後遺障害を被られた場合、ケガで入院もしくは通院された場合、またはそれらの方の所有、使用もしくは管理する財物に損害を被った場合、相手方との交渉を弁護士に依頼されたときなどに必要となる損害賠償請求費用 ^{(注2)(注3)} について、実際に負担された金額をお支払いします。(ただし、着手金、報酬金等の費用ごとの限度額は、当社普通保険約款・特約に定める「弁護士費用保険金支払限度額」に従い、1事故につき被保険者1名ごとに300万円限度とします。)また、法律相談費用 ^(注3) についても、1事故につき被保険者1名ごとに10万円を限度にお支払いします。 (注1)ご契約のお車の所有者については、ご契約のお車の自動車被害事故の場合に限ります。 (注2)委任契約書の提出等により、あらかじめ当社の承認を得て委任した弁護士、司法書士または行政書士に対する弁護士報酬、司法書士報酬、行政書士報酬や、訴訟費用等をいいます。 (注3)当社の同意を得て負担した費用に限ります。
日常生活賠償特約 (日常生活賠償責任補償特約)	日本国内における日常生活の事故や住宅 ^(注1) の所有・使用・管理に起因する事故により、被保険者が他人の身体や財物に損害を与えること、または日本国内で誤って線路へ立ち入ってしまったことなどが原因で電車等 ^(注2) を運行不能にさせることにより、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額を補償します。 ^(注3) 1名あたりの支払額や1事故あたりの支払額に限度額はありませぬ。 (注1)記名被保険者の居住の用に供される住宅をいい、敷地内の動産および不動産を含みます。 (注2)電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。 (注3)示談に要した費用や訴訟費用または仲裁、和解もしくは調停に要した費用等については、当社の書面による同意がある場合には、お支払いする保険金とは別枠で当社の承認した金額をお支払いします。

●保険金をお支払いしない主な場合 **特にご注意ください**

この保険では、次に掲げる損害または傷害に対しては保険金をお支払いできません。

なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますので、ご参照ください。

○ 保険金をお支払いします。 × 保険金をお支払いできません。 △ その被保険者本人の損害または傷害についてはお支払いできません。 — 対人賠償の対象外です。	賠償		傷害					車両保険	弁護士費用補償特約	日常生活賠償特約	
	対人賠償保険	対物賠償保険	被害者救済費用特約	人身傷害保険	搭乗者傷害保険	無保険車傷害特約	自損事故傷害特約				ファミリー傷害特約
保険契約者または被保険者の故意・重大な過失により生じた事故による損害または傷害	×	×	×	△	△	△	△	△	×	△	×
酒気を帯びた状態、無免許・麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態での事故による損害または傷害	○	○	○	△	△	△	△	×	×	△	○
台風・洪水・高潮による損害または傷害	×	×	×	○	○	×	○	○	×	×	○
配偶者・父母・子に対する損害賠償	×	×	×								×
受託物に関する損害賠償	—	×	×								×

(注1) 重大な過失により生じた事故による損害については保険金をお支払いします。
(注2) 別居の配偶者・父母・子に対する損害賠償については保険金をお支払いします。
※1 対物賠償保険または被害者救済費用特約の保険金が支払われない場合は対物超過修理費用補償特約について、また、搭乗者傷害保険の保険金が支払われない場合は搭乗者傷害Wケアについても保険金をお支払いできません。
※2 被害者救済費用特約において、ご契約のお車の欠陥や不正アクセス等の事実がリコールや警察の捜査等の客観的な事実により確認できない場合、保険金はお支払いできません。
※3 ファミリー傷害特約については、人身傷害保険の対象となる事故や就業中の事故による傷害の場合のほか、入浴中の溺水(ただし、当社が保険金を支払うべき傷害によって生じた場合には、保険金をお支払いします。)、原因がいかなくとも誤嚥(えん)によって生じた肺炎に対しては、保険金をお支払いできません。また、ファミリー傷害(アウトドアタイプ)の場合には、これらに加え、自宅内での事故による傷害の場合にも保険金をお支払いできません。
※4 各傷害保険において、以下の損害または傷害については保険金をお支払いできません。
(a) 被保険者の闘争行為・自殺行為・犯罪行為によって生じた損害または傷害
(b) 被保険者の脳疾患・疾病・心神喪失によって生じた損害または傷害
※5 車両保険の保険金が支払われない場合は、新車特約、身の回り品補償特約についても保険金をお支払いできません。
※6 左表に加え、車両保険でお支払いできない主な損害は以下のとおりとなります。
(a) タイヤのみに生じた損害
(b) 欠陥、自然消耗(摩滅・さび・腐しよく等)による損害
(c) 故障(電氣的、機械的故障)による損害
(d) 取り外された部品や付属品の損害
(e) 詐欺、横領による損害
(f) 航空機、船舶で輸送中の損害
(g) 違法改造を行った部分品・付属品に生じた損害

※7 上表に加え、身の回り品補償特約でお支払いできない主な損害は以下のとおりとなります。
(a) 自転車・水上バイク・サーフボード・ラジコン模型等に生じた損害
(b) ノート型パソコン、携帯電話・ポータブルナビゲーション等の携帯式通信機器に生じた損害
(c) 商品・通貨・有価証券・印紙・切手・クレジットカード・電子マネー等に生じた損害
(d) 貴金属・宝石・美術品に生じた損害
(e) テープ・カード等に記録されているプログラム、データ等に生じた損害
(f) 動物・植物等の生物に生じた損害
(g) 眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、義歯、義肢等の損害
(h) 紛失、欠陥、自然消耗(摩滅・さび・腐しよく等)による損害
(i) 故障(電氣的、機械的故障)による損害

※8 上表の各保険・特約のいずれにおいても、以下の損害または傷害についてはすべて補償の対象外であり、保険金をお支払いできません。
(a) レース・ラリーなど競技・曲技に使用すること、またはこれらを目的とする場所で使用することにより生じた損害または傷害
(b) 危険物を業務として積載、または危険物を業務として積載した被牽引自動車を牽引することにより生じた損害または傷害
(c) 地震・噴火・それらによる津波による損害または傷害
(d) 戦争・革命・反乱・紛争・核燃料・放射能による損害または傷害